

増 毛 町

第 6 期

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・
介 護 保 険 事 業 支 援 計 画

【平成27年度～平成29年度】

平成27年3月

増 毛 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間と計画作成の時期	4
4. 計画策定の方法	4
(1) 計画の策定	4
(2) 計画策定の体制	4
5. 制度改正の概要	4
(1) 地域包括ケアシステム	4
(2) 制度改正のポイント	5
第2章 高齢者の現状分析	8
1. 人口等の動向	8
(1) 人口・世帯数等の推移	8
(2) 人口構成の推移	8
(3) 高齢者人口等の推移	10
2. 介護保険事業の実施状況	11
(1) 認定者数等の状況	11
(2) サービス基盤の状況	13
(3) 各サービスの進捗率	14
(4) 総給付費の状況	15
3. 介護予防事業の状況	16
(1) 二次予防事業	16
(2) 一次予防事業	16
4. 地域包括支援センターの状況	16
(1) 包括的支援事業	16
(2) 地域支援事業【介護予防事業】	17
(3) 任意事業	17
5. 福祉サービスの利用状況	18
(1) 在宅福祉サービス	18
(2) 高齢者の生きがい支援活動	18
(3) 施設サービス	20
第3章 計画策定の基本的な考え方	21
1. 計画の基本的理念	21
2. 計画の基本的方針	21
3. 日常生活圏域の設定	22
第4章 介護保険事業の見込み	23
1. 保険料算定の流れ	23
2. 将来推計	24
(1) 被保険者数の推計	24
(2) 認定者数の推計	25
3. 介護保険事業の見込み	27
(1) サービス利用者数の推計	27

4. サービス供給量の推計	28
(1) 各サービスの実績と見込み	28
(2) サービス見込み量と給付費の推計	36
5. 保険料の推計	38
(1) 標準給付費の見込み額	38
(2) 地域支援事業費の見込み額	39
(3) 保険料収納必要額の推計	39
(4) 所得段階別被保険者数の推計	40
(5) 保険料基準額の算定	40
(6) 所得段階別保険料	41
第5章 施策の展開	42
1. 健康でいきいきと生活できるまちづくり	42
2. 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり	43
(1) 地域包括支援センターの充実	43
(2) 生活支援の充実	44
(3) 高齢者の権利擁護	47
(4) 認知症高齢者の支援	48
(5) 在宅療養支援体制の推進	49
3. 安心して暮らせる環境づくり	50
(1) 介護保険施設等の整備	50
(2) 介護保険事業の円滑な運営	50
第6章 計画の推進に向けて	51

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや寝たきり予防などの施策の充実を図り、たとえ介護が必要とする状態になっても、必要なサービスを利用し、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から施行されました。

増毛町では、平成24年3月に「第5期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、『健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり』を基本理念として、生涯に渡って生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めています。

介護保険事業と高齢者福祉施策は、平成26年度までを一つの区切りとして、介護予防の定着と『地域包括ケアシステム』の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第6期計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になり、高齢化が一段と進む2025年（平成37年）に向けて、『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取り組みをさらに進めるための計画と位置付けています。

また、『地域包括ケアシステム』の構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う、介護保険制度の大きな改正が予定されており、事業者等と連携しながら、この改正への円滑な対応を図る必要があります。さらに、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者の状況等の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指すものです。

現行計画（第5期計画）の基本理念と目標を踏まえつつ、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、道の計画や方針、昨今の高齢者を取り巻く情勢を計画策定に反映していきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

増毛町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築をめざし、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

3. 計画の期間と計画作成の時期

介護保険法第107条第1項の規定に基づき、本計画は平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である平成29年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第5期計画								
26年度中に見直し 次期計画を策定			第 6 期 計 画					
			29年度中に見直し 次期計画を策定			第7期計画		

4. 計画策定の方法

(1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である福祉厚生課・地域包括支援センターを中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（第1号及び第2号被保険者）等の構成による「増毛町介護保険運営協議会」において計画内容の審議を行いました。

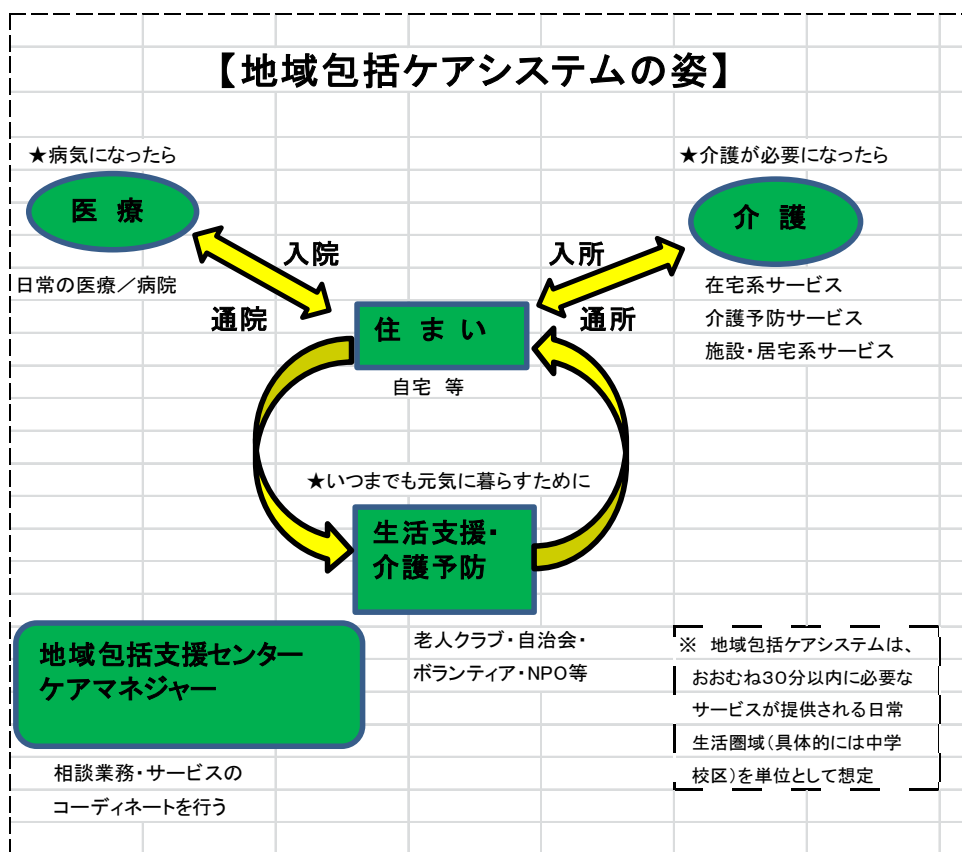
(2) 計画策定の体制

本町は、計画策定委員を兼ねる増毛町介護保険運営協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。増毛町介護保険運営協議会は、町の諮問を受けて計画策定（見直し）とともに、計画の推進にかかる調査及び審議を行い、運営は福祉厚生課が行います。

5. 制度改正の概要

(1) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」などのサービスが一体的に切れ目なく提供される体制をいいます。



(2) 制度改正のポイント

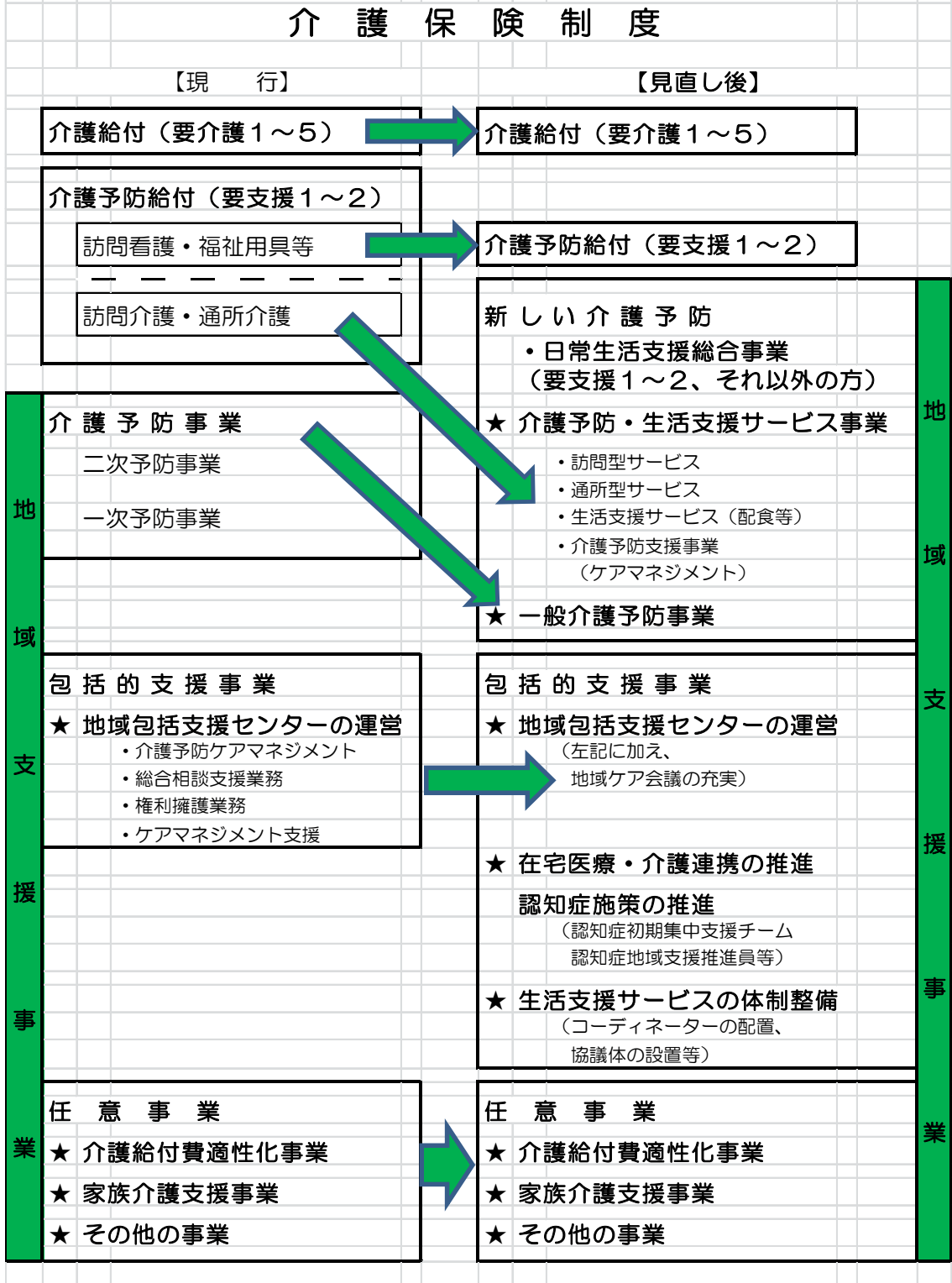
平成27年4月1日に施行（一部公布日施行）される「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護保険法では、主に次の項目が改正されます。

1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

介護保険の給付には、要介護1～5に向けた「介護給付」、要支援1～2に向けた「予防給付」があります。このうち、要支援者向けの予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）の二つを全国一律のサービス提供から、地域の実情に合わせた内容などに変更できることになりました。

これにより、介護予防の担い手をNPO団体やボランティア団体等の介護の専門家以外に門戸を広げ、地域の支えあい体制づくりを推進し、自立意欲の向上につながるよう、これまで以上の多様なサービスが提供されることが期待されています。

●地域支援事業の見直し概要図



2) 特別養護老人ホームの新規入所者を要介護者3以上に限定

特別養護老人ホームは、現在は「要介護 1」から入所することができますが、これからはより介護の必要性の高い「要介護 3」以上に限定されます（要介護 1～2 でもやむを得ない状況等による特例的な入所は可能です）。

なお、対象は新規の入所者になるため、現在入所している要介護 1～2 の方はそのままとなります。

3) 低所得者の保険料軽減を拡充

保険料の負担を分ける所得区分のうち、住民税非課税世帯について所得区分を細分化し、保険料の負担割合の軽減を図ります。負担能力に見合ったきめ細かい保険料を設定できるように所得区分が再編されることとなります。

（平成 27 年度からは市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象に、平成 29 年度からは市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定です）

4) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ

現在、介護保険の利用者負担は一律で 1 割負担となっています。例えば 10 万円分の介護サービスを受けたら 1 万円を自己負担するというものです。この利用者負担が、一定以上の所得がある人は、2 割負担に引き上げられることとなります。ただし、ひと月の自己負担に上限を設けて負担が重くなりすぎないようにする高額介護サービス費があるため、全ての方の自己負担額が必ずしも 2 倍になるものではありません。

5) 補足給付（低所得の施設利用者の食費・居住費の補填）に資産を勘案

これまでは、市町村民税の非課税世帯をもって低所得者としていましたが、預貯金等を多く所有していたり、配偶者に十分な収入があっても、世帯が分かれていると補足給付を受けることが可能になっており公平性を欠く状況でした。そこで市町村民税非課税の低所得者でも「単身で 1,000 万円超、夫婦で 2,000 万円超」の預貯金等がある場合は、補足給付の対象外とすることとなります。

第2章 高齢者の現状分析

1. 人口等の動向

(1) 人口・世帯数等の推移

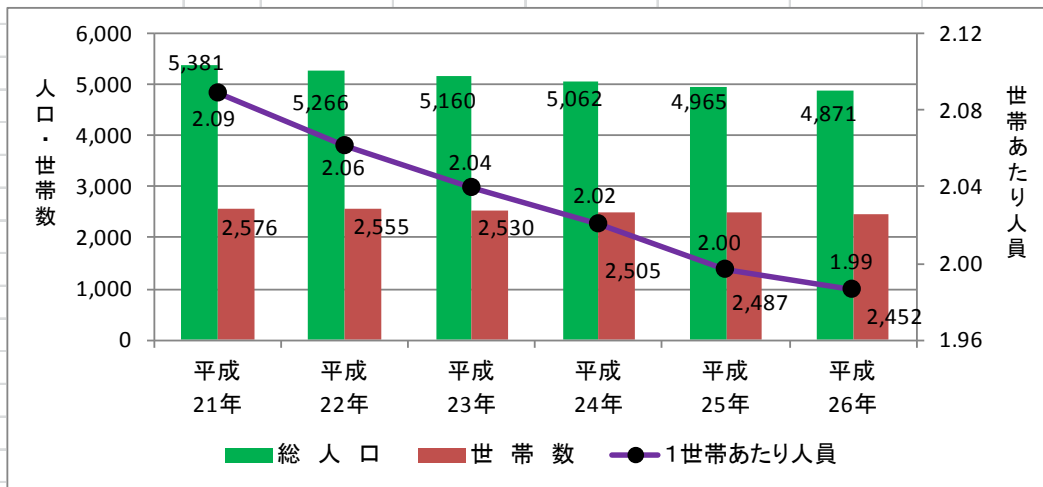
増毛町の人口は減少傾向にあり、平成21年の住民基本台帳人口(9月末現在)では5,381人でしたが、平成26年には4,871人で、510人の減少となっています。

また、世帯数も減少傾向にあり、平成26年には2,452世帯(9月末現在)となっています。一世帯あたり人員は、ゆるやかに減少を続け、平成26年には1.99人となっています。

●人口・世帯数等の推移		(単位:人、世帯)					
区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	人	5,381	5,266	5,160	5,062	4,965	4,871
世帯数	世帯	2,576	2,555	2,530	2,505	2,487	2,452
1世帯あたり人員	人員	2.09	2.06	2.04	2.02	2.00	1.99

※住民基本台帳各年9月末より

【人口・世帯数等の推移】



(2) 人口構成の推移

増毛町の平成26年の人口構成比は、「0～14歳」は9.3%、「15～64歳」は49.3%、「65歳以上」は41.4%となっており、全国と比べると、高齢化率は非常に高く、生産年齢人口や年少人口の割合が低い状況となっています。

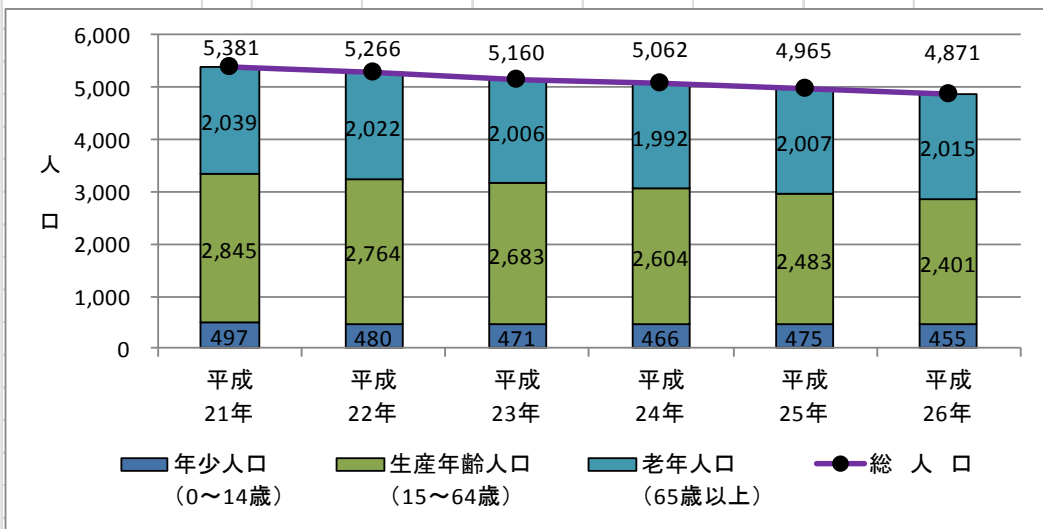
増毛町の高齢化率は急速に進んできており、平成25年には40%を超えました。この傾向は今後も続くものと思われます。

●年齢3階層人口構成の推移

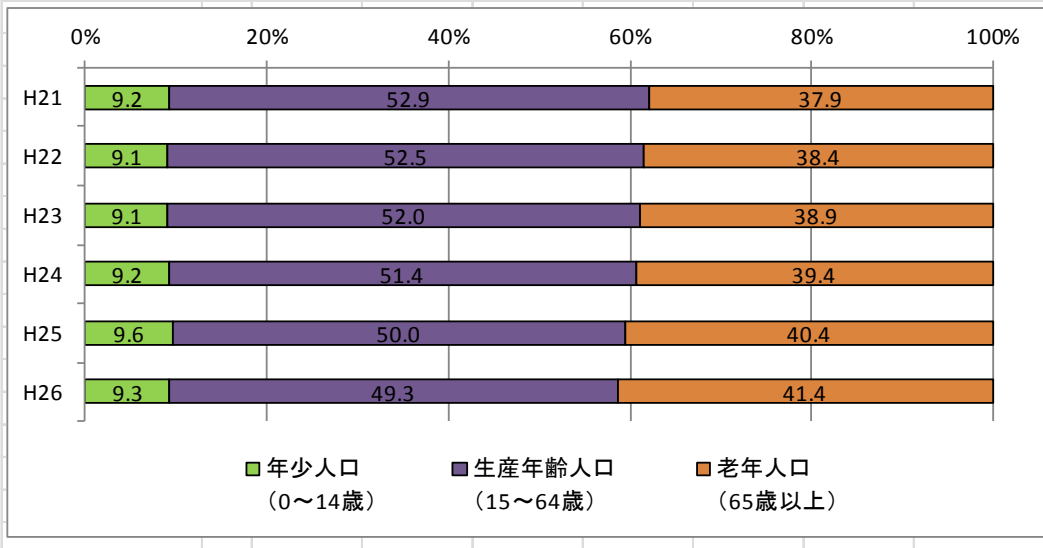
区 分		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成26年 (全国)
年少人口 (0～14歳)	人	497	480	471	466	475	455	13.0
	%	9.2	9.1	9.1	9.2	9.6	9.3	
生産年齢人口 (15～64歳)	人	2,845	2,764	2,683	2,604	2,483	2,401	62.3
	%	52.9	52.5	52.0	51.4	50.0	49.3	
老年人口 (65歳以上)	人	2,039	2,022	2,006	1,992	2,007	2,015	24.7
	%	37.9	38.4	38.9	39.4	40.4	41.4	
総人口	人	5,381	5,266	5,160	5,062	4,965	4,871	100.0
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※資料:住民基本台帳各年9月末、全国は平成26年1月1日

【年齢3階層別人口の推移】



【年齢3階層別人口構成比の推移】



(3) 高齢者人口等の推移

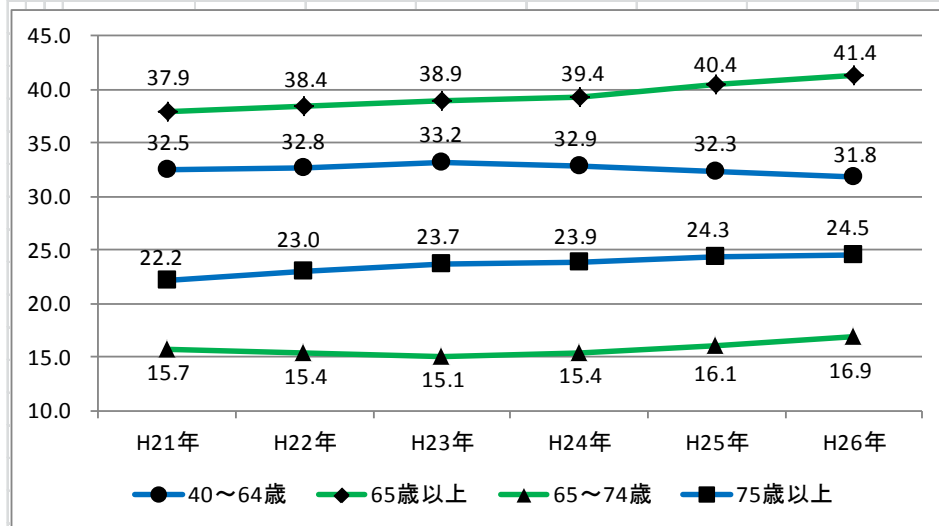
増毛町の40歳以上の人口についてみると、人数は減少していますが、総人口に占める割合は増加しています。また、65歳以上の高齢者は人数にそれほどの変化はありませんが、割合は年々増加しています。

「65～74歳」の人口は平成24年以降、人数・割合ともに増加に転じ、「75歳以上」の人口は減少傾向にありますが、割合は増加傾向にあります。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	北海道(H26)	全国(H26)
総人口	5,381	5,266	5,160	5,062	4,965	4,871		
40歳以上	3,787 70.4	3,747 71.2	3,718 72.1	3,656 72.2	3,613 72.8	3,566 73.2	61.8	58.5
40～64歳	1,748 32.5	1,725 32.8	1,712 33.2	1,664 32.9	1,606 32.3	1,551 31.8	35.0	33.8
65歳以上	2,039 37.9	2,022 38.4	2,006 38.9	1,992 39.4	2,007 40.4	2,015 41.4	26.8	24.7
65～74歳	845 15.7	811 15.4	781 15.1	782 15.4	800 16.1	822 16.9	13.5	12.7
75歳以上	1,194 22.2	1,211 23.0	1,225 23.7	1,210 23.9	1,207 24.3	1,193 24.5	13.3	12.0

※資料:住民基本台帳各年9月末、北海道及び全国は平成26年1月1日

【年齢3階層別人口構成比の推移】



2. 介護保険事業の実施状況

(1) 認定者数等の状況

1) 認定者数の状況

平成24～26年度の推移をみると、被保険者数の増加とともに認定者数は増加傾向にあります。

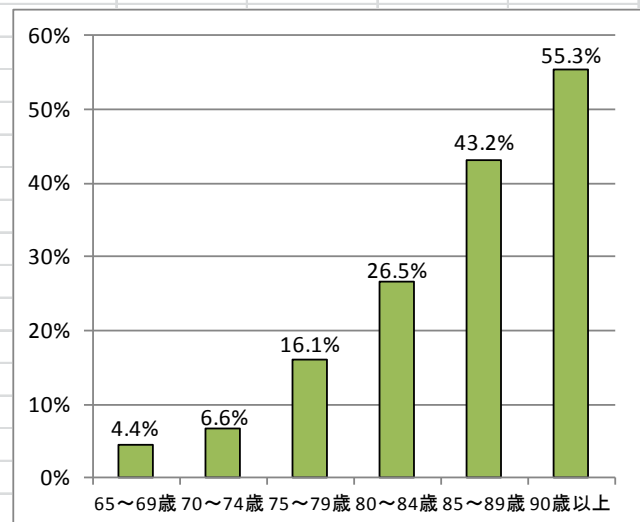
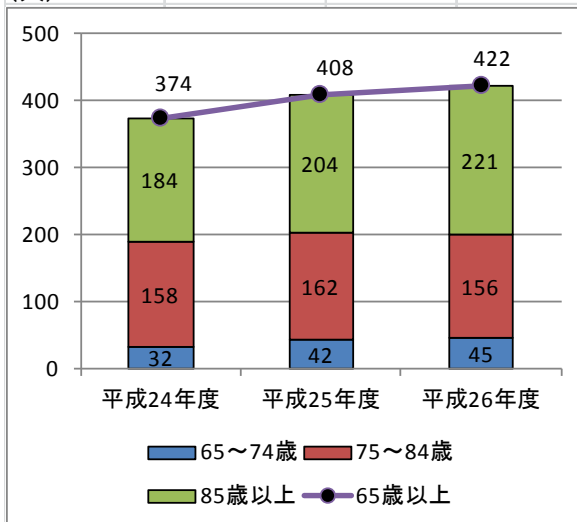
年齢階層別に認定率をみると、平成26年度においては65～74歳では認定率は5.5%ですが、75～84歳では21.3%、85歳以上では48.1%となり、年齢が高くなるにつれて急激に認定率が高くなっています。

●認定者等の状況		65歳以上				
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	65歳以上	
被保険者数	平成24年度	782	800	410	1,992	
	平成25年度	800	775	432	2,007	
	平成26年度	822	734	459	2,015	
認定者数	平成24年度	32	158	184	374	※資料：介護保険事業状況報告月報 (各年9月末)
	平成25年度	42	162	204	408	
	平成26年度	45	156	221	422	
認定率	平成24年度	4.1%	19.8%	44.9%	18.8%	※被保険者数は各年9月末現在の 住民基本台帳人口
	平成25年度	5.3%	20.9%	47.2%	20.3%	
	平成26年度	5.5%	21.3%	48.1%	20.9%	

【認定者数の推移】

【平成26年9月末認定率】

(人)



2) 認定者の要介護度の状況

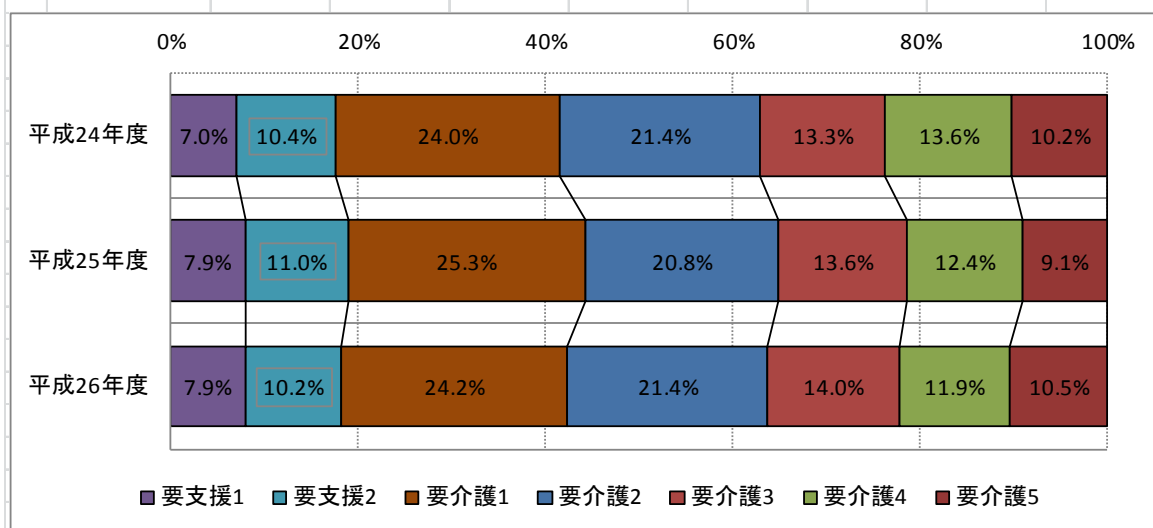
平成24～26年度における認定者の要介護度の推移をみると、構成割合に大きな変化はありませんが、要支援1及び要介護3が年々増加しており、平成26年度においては要介護5の比率が増加しています。

●要介護度別認定者数等の推移(第2号被保険者数を含む)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
認定者数	平成24年度	27	40	92	82	51	52	39	383
	平成25年度	33	46	106	87	57	52	38	419
	平成26年度	34	44	104	92	60	51	45	430
構成比	平成24年度	7.0%	10.4%	24.0%	21.4%	13.3%	13.6%	10.2%	100.0%
	平成25年度	7.9%	11.0%	25.3%	20.8%	13.6%	12.4%	9.1%	100.0%
	平成26年度	7.9%	10.2%	24.2%	21.4%	14.0%	11.9%	10.5%	100.0%

資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

【要介護度 構成割合】



(2) サービス基盤の状況

増毛町では、訪問介護事業所3カ所、通所介護事業所2カ所、短期入所生活介護事業所1ヶ所、居宅介護支援事業所2カ所、認知症対応型共同生活介護事業所2カ所、介護老人福祉施設1ヶ所、特定施設入居者生活介護事業所2カ所、住宅型有料老人ホーム3カ所が介護サービスを提供しています。

訪問介護事業所	増毛町指定訪問介護事業所 【増毛町立明和園 内】
	横木介護サービス
	ヘルパーステーション 元気100才! 【(株)コンフォート】
通所介護事業所	増毛町デイサービスセンター 【増毛町立明和園 内】
	ケアセンター ましけ〜る 【(株)萌福祉サービス】
短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム 増毛町立明和園
居宅介護支援事業所	増毛町指定居宅介護支援事業所 【健康一番館 内】
	横木介護サービス居宅介護支援事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム別荘 【(株)萌福祉サービス】
	グループホームあふんの里 【(有)横木介護サービス】
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 増毛町立明和園
特定施設入居者生活介護事業所	養護老人ホーム 増毛町立明和園
	さくら園ましけ 【(株)ファミリーケアサポート】
住宅型有料老人ホーム	グループハウス横木 【(有)横木介護サービス】
	くつろぎの家 【(有)横木介護サービス】
	住宅型有料老人ホーム 元気100才! 【(株)コンフォート】

(3) 各サービスの進捗率

1) 介護サービスの状況

要介護 1～5 を対象とする介護給付は、総給付費をみると平成 24 年度は計画をやや下回り、平成 25 年度は計画をやや上回っています。

介護サービス別にみると「訪問入浴介護」と「福祉用具貸与」が計画を大きく上回り、「通所介護」は計画をやや上回っている状況です。

(単位:千円)						
介護サービス	平成24年度			平成25年度		
	計画	実績	進捗率	計画	実績	進捗率
訪問介護	71,794	87,481	121.9%	72,348	110,365	152.5%
訪問入浴介護	945	3,004	317.9%	945	3,454	365.5%
訪問看護	5,622	6,642	118.1%	5,622	5,991	106.6%
訪問リハビリテーション	231	8	3.5%	231	416	180.1%
居宅療養管理指導	0	879	皆増	0	983	皆増
通所介護	54,803	43,394	79.2%	56,277	49,886	88.6%
通所リハビリテーション	7,887	7,467	94.7%	7,887	7,094	89.9%
短期入所生活介護	3,622	2,098	57.9%	3,622	1,996	55.1%
短期入所療養介護	0	1,594	皆増	0	1,166	皆増
特定施設入居者生活介護	83,740	68,100	81.3%	83,703	63,944	76.4%
福祉用具貸与	2,631	7,007	266.3%	2,712	7,828	288.6%
福祉用具購入	416	569	136.8%	416	677	162.7%
住宅改修費	1,669	2,559	153.3%	1,877	3,006	160.1%
居宅介護支援	17,525	23,425	133.7%	18,431	28,246	153.3%
居宅サービス 小計	250,885	254,227	101.3%	254,071	285,052	112.2%
認知症対応型共同生活介護	61,043	62,425	102.3%	61,047	56,448	92.5%
地域密着型サービス 小計	61,043	62,425	102.3%	61,047	56,448	92.5%
介護老人福祉施設	113,696	108,433	95.4%	113,696	112,622	99.1%
介護老人保健施設	39,413	44,169	112.1%	39,413	53,049	134.6%
介護療養型医療施設	30,358	19,945	65.7%	30,358	18,433	60.7%
施設サービス小計	183,467	172,547	94.0%	183,467	184,104	100.3%
総給付費	495,395	489,199	98.7%	498,585	525,604	105.4%
※資料:介護保険事業報告年報・月報						
※進捗率:実績/計画値						

2) 予防サービスの状況

要支援 1～2 を対象とする予防給付では、総給付費をみると平成 24 年度、平成 25 年度ともに進捗率が 110.0%を超え、計画を上回っています。

介護サービス別にみると「訪問介護」と「特定施設入居者生活介護」が平成 24 年度、平成 25 年度ともに計画を大幅に上回っている状況です。

予 防 サ ー ビ ス	(単位:千円)					
	平成24年度			平成25年度		
	計 画	実 績	進捗率	計 画	実 績	進捗率
訪問介護	2,639	4,227	160.2%	2,639	4,515	171.1%
訪問入浴介護	0	0	-----	0	0	-----
訪問看護	519	363	69.9%	519	468	90.2%
訪問リハビリテーション	0	0	-----	0	0	-----
居宅療養管理指導	0	0	-----	0	69	皆増
通所介護	6,481	5,605	86.5%	6,481	6,187	95.5%
通所リハビリテーション	853	613	71.9%	853	818	95.9%
短期入所生活介護	276	71	25.7%	276	792	287.0%
短期入所療養介護	0	0	-----	0	0	-----
特定施設入居者生活介護	1,518	3,711	244.5%	1,539	2,243	145.7%
福祉用具貸与	421	217	51.5%	421	370	87.9%
福祉用具購入	130	128	98.5%	130	129	99.2%
住宅改修費	1,196	773	64.6%	1,196	558	46.7%
居宅介護支援	1,671	1,700	101.7%	1,810	1,913	105.7%
居宅サービス 小計	15,704	17,408	110.9%	15,864	18,062	113.9%
認知症対応型共同生活介護	0	0	-----	0	0	-----
地域密着型サービス 小計	0	0	-----	0	0	-----
総 給 付 費	15,704	17,408	110.9%	15,864	18,062	113.9%

※資料:介護保険事業報告年報・月報
 ※進捗率:実績/計画値

(4) 総給付費の状況

介護給付と予防給付の合計の総給付費は、平成 24 年度はやや下回り、平成 25 年度はやや上回っている状況です。平成 25 年度の実績は平成 24 年度と比較して 107.3%と伸びています。

●総給付費の推計結果の検証				(総給付費の単位:千円)			
	平成24年度			平成25年度			
	計 画	実 績	進捗率	計 画	実 績	進捗率	実績 対前年比
合 計	511,099	506,607	99.1%	514,449	543,666	105.7%	107.3%

※総給付費は、「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の合計で、高額介護サービス費等の費用は含んでいません。

3. 介護予防事業の状況

(1) 二次予防事業

要介護状態・要支援状態のおそれがあると考えられる 65 歳以上の高齢者を対象として実施する事業です。高齢者の生活機能に関する状態のチェックや、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者を対象に、「介護予防教室」を開催し生活機能向上を図る事業を行っています。

【介護予防教室 開催状況】						
項目	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
開催回数	回	9	7	12	12	12
参加延べ人数	名	64	44	99	377	264

(2) 一次予防事業

介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、「介護予防教室」を開催時に一般高齢者を対象に知識の普及・啓発や介護予防に資する活動の育成・支援を行っています。

また、地域住民グループ支援事業として、地域住民の主体的なふれあい・支え合いのまちづくりを目指して活動している「ゆうゆうマーシー」を支援しています。

【地域住民グループ支援事業(ゆうゆうマーシー)の利用状況】						
項目	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
参加実人数	人	168	156	165	160	157
利用延べ人数	人	823	740	1,051	658	983

4. 地域包括支援センターの状況

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の総合相談窓口としての機能を持ちます。

また、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化するため「地域支援事業」を行っています。

(1) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2に認定されている方に対するケアプランの作成やモニタリングなどを行っています。増毛町地域包括支援センターは介護保険法による「介護予防支援事業所」の指定を増毛町から受けて業務を実施しています。

2) 総合相談支援業務

相談者がかかえている課題を総合的に分析し、制度の縦割りなどの弊害をなくして適切なサービスにつなげていきます。適切なサービスがない場合は、地域課題として解決していく役割を果たす業務を行っています。

3) 権利擁護業務

判断力の低下した高齢者の尊厳を守り適切なサービス利用や財産を守るため、「高齢者虐待」「消費者被害」「成年後見人制度」「日常生活自立支援事業」に関する業務を行っています。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護保険によるサービスや保険外のサービスなどを「包括的」に提供し、自立・要支援・要介護等のようなレベルにおいても「継続的」に提供できるような仕組みをつくる業務を行っています。

- ・地域ケア会議の実施
- ・安否確認ネットワーク
- ・はいかい高齢者等 SOS システムの運営
- ・居宅介護支援事業所への情報提供
- ・ケアマネジャー支援
- ・福祉有償運送等運営協議会の開催運営

(2) 地域支援事業【介護予防事業】

1) 二次予防事業（前頁、「介護予防事業の状況」を参照）

2) 一次予防事業（前頁、「介護予防事業の状況」を参照）

3) 介護予防普及啓発事業

- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・暑寒大学 介護教室の実施

4) 地域住民支援事業

- ・ゆうゆうマーシーの支援

(3) 任意事業

1) 福祉用具の設置補助・貸与事業

- ・あんどフォン設置補助（中古レンタル）
- ・介護用品レンタル

2) 配食サービス事業

5. 福祉サービスの利用状況

(1) 在宅福祉サービス

●家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、経済負担の軽減、自立の促進を目的として、在宅で介護を受けている非課税世帯の高齢者に対して、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤などの介護用品を支給しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	6	10	7	9	8

●日常生活用品貸与事業

介護用ベッドや車いすなどの日常生活用品の貸与は、高齢者の自立を支援するとともに、家族の経済的負担を軽減する上でも有効であるため実施しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	11	16	33	27	36

●配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯のほか、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認も行います。

週2回、町内のボランティアにより夕食のおかず4品程度を調理しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人	37	29	29	32	27
延べ食数	1,463	1,319	1,399	1,696	1,635

●除雪サービス事業

在宅で非課税世帯の高齢者などを対象として、冬季の生活通路と緊急時の安全確保を行うため、除雪サービスを実施しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	89	119	205	199	117
申請人数	56	79	106	93	80
有償・実施回数	21	15	17	18	16
ボランティア数	19	13	15	17	15

※有償:有償ボランティア除雪制度

●外出支援サービス事業【福祉バス】

公共交通機関による外出が困難な高齢者に対し、生きがい型デイサービスなどの在宅サービスや医療機関を利用する際に、移送用車両などを使用して送迎しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	281	282	328	366	335
利用人数	1,794	1,889	1,898	1,764	1,461

●生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）

生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）は、介護負担の軽減や本人の心身機能の向上といった介護予防に有効です。養護老人ホームの空室を利用し、一時的に宿泊し生活習慣などの指導を実施しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用実人数	0	0	1	0	0
利用延べ人数	0	0	1	0	0

●緊急通報システム事業

増毛町では、一般高齢者の多くが一人暮らし、若しくは高齢者のみの世帯で郊外に点在するところが多いことから、緊急時の対応に不安が残っています。

このようなケースに対応するため、緊急通報機器を貸与し、緊急時の迅速かつ正確な救援体制を取ることにより、利用者の不安の解消及び日常生活の安全を確保しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規利用者数	0	0	0	0	0
利用世帯	8	6	2	2	2

(2) 高齢者の生きがい支援活動

●生きがい活動支援通所事業【生きがい型デイサービス】

老人福祉センター内で実施している生きがい型デイサービスは、高齢者の社会的な交流の場ともなっており、心身機能を維持し、要介護状態にならないためにも有効な事業であります。延べ会員数は年々減少しているのが現状です。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施開催回数	230	235	233	230	196
利用延べ人数	1,788	1,745	1,587	1,475	1,073

(3) 施設サービス

●養護老人ホーム

養護老人ホームとして、明和園（35部屋、定員70名）があります。入所者の高齢化に伴い、介護度が重度化していくことが考えられることから、マンパワーの充足により適切な介護が行われるよう留意しています。現在は特定施設入居者生活介護事業所として、希望する入居者に介護サービスを提供しています。

●老人福祉センター

市街地にある老人福祉センターは、生きがい型デイサービスの事業展開により健康増進、教養の向上、レクリエーションを実施しながら健康な生活づくりの支援拠点の施設となっています。

●老人福祉寮

市街地の老人福祉寮「やすらぎ荘」（定員6名）は60歳以上の単身者で、住宅事情や家族との同居が困難などの理由で、居宅において日常生活を営むことができない方を対象として、高齢者の心身の健康保持と生活の安定を図っています。

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の基本的理念

私たちは生きていく限り元気で、生きがいを感じながら暮らしたいと願います。高齢社会においては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要です。

このため、高齢期を迎えても、一人ひとりの豊富な知識や経験を地域社会に生かすことができる、すなわち誰にでも出番があり、地域社会に必要とされていると実感できる環境づくりとともに、高齢者は支えられる存在だけではなく、互いに助け合い支えあう参加と協働の地域づくりを推進していくことが必要です。

第6期計画は、第5期計画に掲げた基本的理念を引き継ぎながら、高齢化のピークとなる平成37年を見据えた中長期的な視点に立って、目指すべき地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的目標や基本方針を掲げることとします。

計画を推進する上での基本的理念は増毛町まちづくりプランに添って、第5期計画の基本的理念を踏襲し、

健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり

とします。

2. 計画の基本的方針

計画の理念を実現するため、次に掲げる3つの方針のもとに、取り組みを進めていきます。

1) 健康で生き生きと生活できるまちづくりをすすめます

高齢者が地域社会で支え合いながら「健康で生き生きと生活できる」よう、またノーマライゼーション(*)理念に基づいた“まちづくり”を推進します。

*ノーマライゼーション

高齢者や障がい者を含むすべての人々が、自立し尊厳をもって社会の重要な一員として参画し、世代を超えて交流することが可能な社会を目指すものである、とする考え方。

2) 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりをすすめます

高齢者が介護を要する状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする高齢者の自立と尊厳を支えるケアの確立を目指し、できる限り住み慣れた地域や家庭で、継続して日常生活を営むことができるよう支援します。

3) 安心して暮らせるまちづくりをすすめます

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3. 日常生活圏域の設定

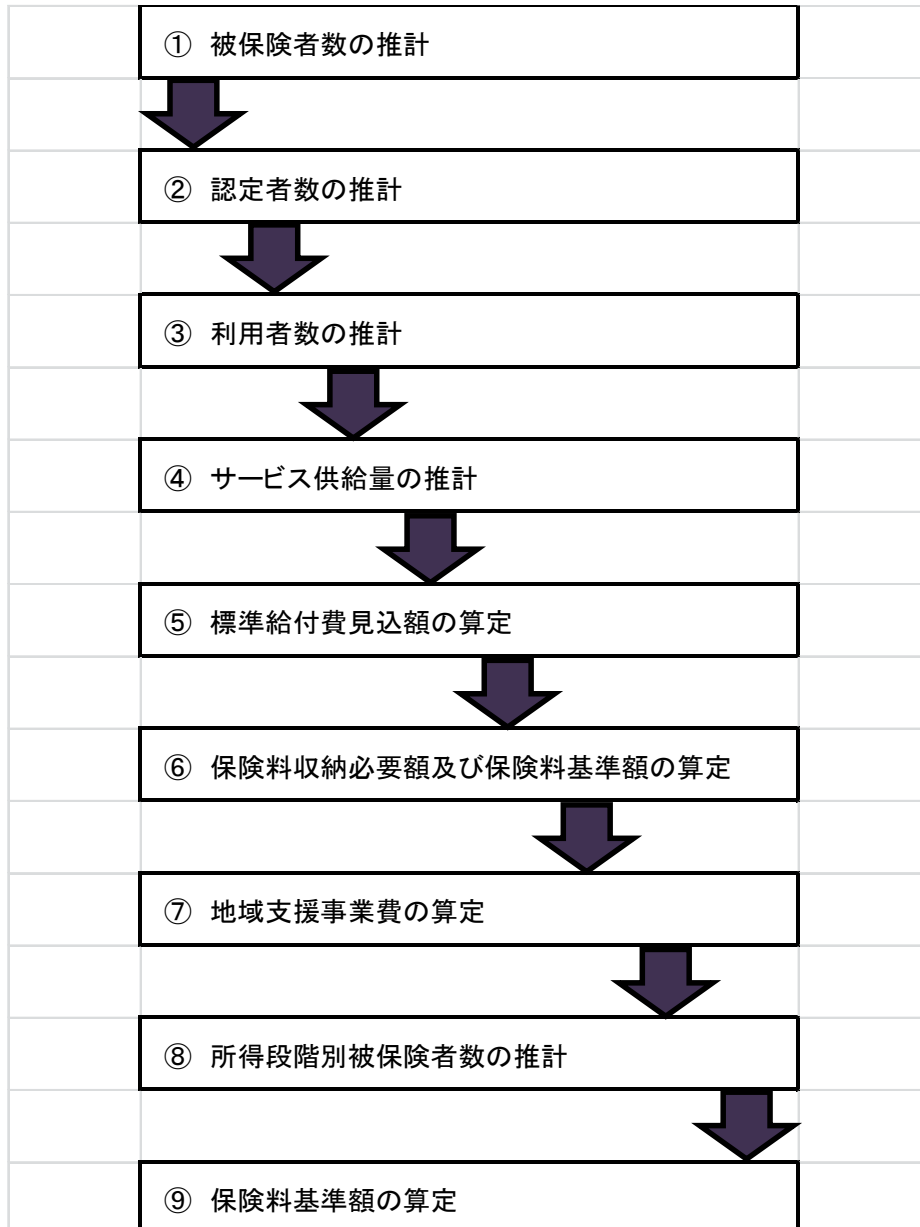
「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。「日常生活圏域」については、地域密着型サービスを可能な限り均一に提供できるよう、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し、設定することとされており、中学校区や概ね 30 分以内で活動できる範囲が想定されています。

平成 27 年度からの本計画において増毛町は、地域の特性や人口規模等の諸条件を総合的に勘案した結果、町全域での一体的な取組を基本として推進するため、引き続き、町全域を1つの日常生活圏域として設定しました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

第4章 介護保険事業の見込み

1. 保険料算定の流れ



2. 将来推計

(1) 被保険者数の推計

住民基本台帳人口(各年9月30日現在)を基に、住所地特例者を勘案して、過去の国勢調査の結果や平成24年～平成26年の人口動態傾向により平成27年～平成37年までの被保険者数について推計を行いました。

介護保険対象年齢の人口は次の表のように見込まれます。

●被保険者数の実績値と推計値								(単位:人)
区 分	実 績 値			推 計 値				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
40歳未満	3,385	3,308	3,257	3,206	3,155	3,104	2,951	2,568
40～64歳	1,624	1,586	1,550	1,514	1,478	1,442	1,334	1,102
65～69歳	408	406	406	406	406	406	406	243
70～74歳	394	397	398	399	400	401	404	346
75～79歳	390	385	369	353	337	321	273	369
80～84歳	388	370	365	360	355	350	335	271
85歳以上	423	448	463	478	493	508	553	406
65歳以上合計	2,003	2,006	2,001	1,996	1,991	1,986	1,971	1,635
40歳以上合計	3,627	3,592	3,551	3,510	3,469	3,428	3,305	2,737
総人口	5,009	4,894	4,807	4,720	4,633	4,546	4,285	3,670

(2) 認定者数の推計

平成 24 年～26 年の対象年齢人口に対する認定者の割合を基に推計しました。

●要介護(要支援)認定者の推計		(単位:人)							
区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成 27 年度	第1号被保険者	449	39	41	100	101	66	51	51
	65～69歳	23	2	1	6	7	4	2	1
	70～74歳	30	5	4	6	9	2	2	2
	75～79歳	59	3	14	13	10	5	5	9
	80～84歳	96	12	11	37	19	6	3	8
	85～89歳	119	15	10	21	31	20	13	8
	90歳以上	122	2	2	17	24	29	25	23
	第2号被保険者	9	0	4	2	0	0	2	1
総数	458	39	45	102	101	66	52	52	
平成 28 年度	第1号被保険者	486	45	43	99	109	78	53	60
	65～69歳	28	3	1	7	8	6	2	1
	70～74歳	35	6	4	6	11	2	3	3
	75～79歳	57	2	17	10	10	3	4	11
	80～84歳	98	13	14	41	18	4	1	8
	85～89歳	122	19	7	18	33	24	13	8
	90歳以上	145	1	0	17	29	38	30	29
	第2号被保険者	11	0	5	2	0	0	3	1
総数	496	45	47	101	109	78	56	61	
平成 29 年度	第1号被保険者	535	52	45	100	117	92	58	71
	65～69歳	33	4	1	8	9	8	2	1
	70～74歳	41	8	4	6	13	2	4	4
	75～79歳	57	1	21	8	10	1	4	12
	80～84歳	104	14	16	44	17	3	0	9
	85～89歳	126	24	3	15	34	29	13	8
	90歳以上	173	1	0	18	34	49	35	36
	第2号被保険者	12	0	6	2	0	0	4	1
総数	548	52	51	102	117	92	62	72	

区 分		合 計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成 32 年度	第1号被保険者	593	58	46	108	126	109	67	79
	65～69歳	36	5	1	9	10	9	2	1
	70～74歳	45	9	4	6	15	2	4	5
	75～79歳	52	1	21	6	9	1	4	10
	80～84歳	107	15	17	47	16	3	0	10
	85～89歳	138	28	3	18	35	33	13	8
	90歳以上	216	1	0	21	43	61	44	45
	第2号被保険者	13	0	6	2	0	0	4	1
総 数	606	58	51	110	126	109	71	79	
平成 37 年度	第1号被保険者	497	41	44	84	111	85	60	72
	65～69歳	21	3	1	5	6	5	1	1
	70～74歳	36	7	4	5	11	2	4	3
	75～79歳	73	1	23	12	13	1	4	19
	80～84歳	87	12	14	38	13	2	0	8
	85～89歳	104	18	2	8	34	22	13	8
	90歳以上	176	1	0	16	35	52	37	34
	第2号被保険者	10	0	5	2	0	0	3	1
総 数	508	41	49	86	111	85	63	73	

3. 介護保険事業の見込み

(1) サービス利用者数の推計

1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成24～26年度の施設・居住系サービスの利用実績を基に、各サービス別の利用者数の伸びから推計しました。

(単位:人)					
区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
●居宅サービス	45	46	47	56	46
特定施設入居者生活介護	45	46	47	56	46
●地域密着型サービス	20	20	20	20	20
認知症対応型共同生活介護	20	20	20	20	20
●介護保険施設サービス	64	64	64	62	59
介護老人福祉施設	39	39	39	38	37
介護老人保健施設	20	20	20	19	18
介護療養型医療施設	5	5	5	5	4
合 計	129	130	131	138	125

2) 居宅サービス等利用者数の推計（施設・居住系サービスを除く）

推計された認定者数から施設・居住系サービスの利用者数を減算し、居宅サービス等の利用者数を推計しました。

(単位:人)					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援 1	35	41	48	53	38
要支援 2	43	45	48	48	46
要介護 1	84	84	84	92	72
要介護 2	84	97	105	112	98
要介護 3	34	43	57	72	53
要介護 4	25	28	34	41	35
要介護 5	25	30	41	50	41
要支援総数	78	86	96	101	84
要介護総数	252	282	321	367	299
総 数	330	368	417	468	383

4. サービス供給量の推計

(1) 各サービスの実績と見込み

1) 居宅サービスの実績と見込み

① 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。

訪問介護の利用者数は増加する見通しですが、介護予防訪問介護は平成 29 年度から地域支援事業への移行を予定しているため、平成 29 年度からの利用者数は見込んでいません。

●利用実績及び推計									(単位:延べ人数/年)
	実 績		見込み	推 計					
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度	
介護予防 訪問介護	240	252	216	228	240				
訪問介護	1,344	1,524	1,668	1,944	2,256	2,532	2,592	2,280	

② 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴介護は今後も利用者無しと見込んでいます。訪問入浴介護は利用者数が徐々に増える見通しです。

●利用実績及び推計									(単位:延べ人数/年)
	実 績		見込み	推 計					
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度	
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問入浴介護	72	84	60	60	156	204	612	2,268	

③ 訪問看護

看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

介護予防訪問看護の利用者数は増加する見込みです。訪問看護の利用者数は一時的に減少しますが、平成32年度以降は増加する見込みです。

●利用実績及び推計 (単位:延べ人数/年)								
	実績		見込み	推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問看護	12	12	12	12	24	48	96	192
訪問看護	132	108	120	96	84	72	144	504

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーションは今後も利用者無しと見込んでいます。訪問リハビリテーションの利用者数は増加する見込みです。

●利用実績及び推計 (単位:延べ人数/年)								
	実績		見込み	推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	24	24	24	48	60	144	288

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。利用者の健康状態を把握することができ、介護の仕方の指導を受けることもできるので、家族にとっても役に立つサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は今後も利用者無しと見込んでいますが、居宅療養管理指導の利用者数は今後も増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計 (単位:延べ人数/年)								
	実績		見込み	推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	108	132	120	132	144	168	228	228

⑥ 通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

介護予防通所介護は、平成 29 年度から地域支援事業への移行を予定しているため、平成 29 年度以降の利用者数は見込んでいません。通所介護の利用者数は今後も増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実績		見込み	推計				
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度
介護予防 通所介護	156	192	204	252	300			
通所介護	780	756	1,008	1,176	1,368	1,440	1,740	1,860

⑦ 通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーションともに利用者数は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実績		見込み	推計				
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度
介護予防通所 リハビリテーション	24	12	36	84	84	96	120	96
通所 リハビリテーション	264	240	228	228	276	336	264	204

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所生活介護は今後も利用者無しと見込んでいますが、短期入所生活介護の利用者数は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計									(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計									
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度				
介護予防短期入所生活介護	0	12	0	0	0	0	0	0					
短期入所生活介護	36	36	48	60	72	84	132	156					

⑨ 短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設などが、常に療養が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所療養介護は今後も利用者無しと見込んでいますが、短期入所療養介護については一定の利用があると見込んでいます。

●利用実績及び推計									(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計									
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度				
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0					
短期入所療養介護	12	12	36	24	24	24	12	12					

⑩ 福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与ともに利用者は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計									(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計									
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度				
介護予防福祉用具貸与	60	96	192	288	312	348	492	444					
福祉用具貸与	684	756	780	816	912	1,020	1,044	888					

⑪ 特定福祉用具購入費

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。利用者がいったん全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻されます。(限度額は1年に10万円まで)

介護予防特定福祉用具購入費、特定福祉用具購入費ともに、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防特定福祉用具購入費	12	12	12	12	12	12	12	12
特定福祉用具購入費	24	12	12	12	12	12	12	12

⑫ 住宅改修費

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修については、定められた6種類の工事について介護保険が適用されます。1つの家屋につき20万円までは費用の個人負担分のみで改修を行うことができます。

介護予防住宅改修費の利用者は横ばいで推移し、住宅改修費の利用者は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防住宅改修費	12	12	12	12	12	12	12	12
住宅改修費	24	12	24	24	36	36	60	84

⑬ 介護予防支援・居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

要支援認定者を対象とした介護予防支援、要介護認定者を対象とした居宅介護支援ともに利用者数は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実 績		見込み	推 計				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防支援	372	420	504	636	720	816	972	804
居宅介護支援	1,824	2,076	2,208	2,232	2,436	2,688	3,108	2,604

⑭ 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護ともに利用者は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実 績		見込み	推 計				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防特定 施設入居者 生活介護	48	36	60	72	84	84	96	72
特定施設入居者 生活介護	480	444	468	468	468	480	576	480

2) 地域密着型サービスの実績と見込み

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が、グループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。グループホームでは、1つの共同生活住居に少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。

第6期計画期間内では整備を予定していませんので、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実 績		見込み	推 計				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	252	228	228	240	240	240	240	240

② その他の地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、地域密着型通所介護については第6期計画期間内では整備を予定していません。

3) 施設サービスの実績と見込み

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

町内では1ヶ所（定員50名）が整備されていて、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実績		見込み	推計				
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度
介護 老人福祉施設	504	516	456	468	468	468	456	444

② 介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

今後の利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実績		見込み	推計				
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度
介護 老人保健施設	180	216	240	240	240	240	228	216

③ 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。

将来的に廃止となることとされているため、平成26年度と同程度の利用者として見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)					
	実績		見込み	推計				
	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度
介護療養型 医療施設	60	48	60	60	60	60	60	48

(2) サービス見込み量と給付費の推計

●サービスの見込み量【予防給付分】		(給付費は年間合計額(単位:千円)、人数・回数は月平均)				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	給付費	4,109	4,217			
	人数	19	20			
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	553	678	786	1,572	3,144
	回数	6	7	8	16	32
	人数	1	2	4	8	16
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	給付費	6,672	6,881			
	人数	21	25			
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	2,745	2,923	3,325	3,692	3,219
	人数	7	7	8	10	8
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費	926	980	1,079	1,531	1,406
	人数	24	26	29	41	37
介護予防 特定福祉用具購入費	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	4,348	4,621	4,621	5,895	4,436
	人数	6	7	7	8	6
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費	2,692	3,049	3,447	4,112	3,401
	人数	53	60	68	81	67
介護予防サービス総給付費(小計)		22,045	23,349	13,258	16,802	15,606

●サービスの見込み量【介護給付分】		(給付費は年間合計額(単位:千円)、人数・回数は月平均)				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費	119,135	120,161	127,592	165,280	206,287
	回数	3,039	3,109	3,304	4,289	5,352
	人数	162	188	211	216	190
訪問入浴介護	給付費	2,424	2,508	2,756	5,982	28,054
	回数	18	18	20	55	205
	人数	5	13	17	51	189
訪問看護	給付費	6,340	7,208	7,531	15,110	52,964
	回数	74	84	88	169	625
	人数	8	7	6	12	42
訪問リハビリテーション	給付費	1,152	1,466	1,643	5,842	11,684
	回数	37	48	53	190	379
	人数	2	4	5	12	24
居宅療養管理指導	給付費	986	1,048	1,227	1,726	1,710
	人数	11	12	14	19	19
通所介護	給付費	59,716	67,880	70,534	77,399	82,347
	回数	758	858	882	959	1,021
	人数	98	114	120	145	155
通所リハビリテーション	給付費	5,343	5,596	5,735	3,184	2,712
	回数	87	92	96	48	43
	人数	19	23	28	22	17
短期入所生活介護	給付費	4,096	4,155	4,317	10,898	26,170
	日数	51	54	56	141	338
	人数	5	6	7	11	13
短期入所療養介護	給付費	1,400	1,400	1,400	434	466
	日数	3	72	3	4	5
	人数	2	2	2	1	1
福祉用具貸与	給付費	7,113	7,424	8,139	7,990	6,855
	人数	68	76	85	87	74
特定福祉用具購入費	給付費	998	1,071	1,174	1,089	997
	人数	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費	2,667	2,877	3,194	4,630	5,810
	人数	3	4	4	6	8
特定施設入居者生活介護	給付費	65,759	67,386	69,792	84,327	70,017
	人数	39	39	40	48	40
(2) 地域密着型サービス						
認知症対応型共同生活介護	給付費	57,735	58,803	58,996	58,991	59,027
	人数	20	20	20	20	20

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	104,600	104,398	104,398	99,396	98,572
	人数	39	39	39	38	37
介護老人保健施設	給付費	58,529	58,416	58,416	53,924	53,388
	人数	20	20	20	19	18
介護療養型医療施設	給付費	22,990	22,945	22,945	20,281	18,233
	人数	5	5	5	5	4
(4) 居宅介護支援	給付費	29,701	32,336	36,073	42,162	35,373
	人数	186	203	224	259	217
介護サービス総給付費(小計)		550,684	567,078	585,862	658,645	760,666
総給付費		572,729	590,427	599,120	675,447	776,272

5. 保険料の推計

(1) 標準給付費の見込み額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付額を計算します。

平成 27 年度からの制度改正による利用者負担の見直しや補足給付の見直しによる影響を加味し、総給付費はサービス別に推計された費用を補正しました。

また、総給付費以外の項目は過去の実績からの伸びから推計しています。

●標準給付費見込額の算定					(単位:千円)	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	平成 32年度	平成 37年度
標準給付費	605,694	622,192	631,332	1,859,218	708,900	806,138
総給付費※	571,241	588,109	596,775	1,756,125	672,633	772,805
特定入所者 介護サービス費等給付額	20,718	20,035	20,192	60,945	21,366	19,486
高額介護 サービス費等給付額	10,205	10,399	10,597	31,201	11,213	10,227
高額医療合算 介護サービス費等給付額	2,900	3,000	3,100	9,000	3,000	3,000
算定対象審査支払手数料	630	649	668	1,947	688	620

※総給付費:利用者負担の見直し及び補足給付費の見直しを考慮した費用

(2) 地域支援事業費の見込み額

増毛町では、制度改正による新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業を平成29年度に開始する予定となっています。そのため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付費相当分を平成29年度の介護予防事業費に組み込むとともに、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業に係る費用についても加味して推計しています。

●地域支援事業費見込額の算定					(単位:千円)	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合 計	平成 32年度	平成 37年度
	地 域 支 援 事 業 費	9,972	10,141		21,783	41,896
介護予防事業費	1,528	1,528	12,997	16,053	13,000	11,700
包括的支援事業 ・任意事業費	8,444	8,613	8,786	25,843	9,000	9,000

(3) 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費を基に、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下の通りです。

●保険料収納必要額の算定			(単位:千円)		
項 目			平成 27~29年度	平成32年度	平成37年度
事 業 費	標準給付費見込額	①	1,859,218	708,900	806,138
	地域支援事業費	②	41,896	22,000	20,700
	事業費合計(①+②)	③	1,901,114	730,900	826,838
保 険 料 収 納 必 要 額	第1号被保険者負担割合	④	22%	23%	24%
	第1号被保険者負担分相当額 (③×④)	⑤	418,245	168,107	198,441
	調整交付金相当額	⑥	93,611	36,095	40,892
	調整交付金見込交付割合(H)	⑦	10.46% (3ヶ年平均)	9.83%	9.29%
	調整交付金見込額 (①×⑦)	⑧	195,680	70,963	75,977
	財政安定化基金償還金	⑨	11,747	0	0
保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑧+⑨)			327,923	133,239	163,356

(4) 所得段階別被保険者数の推計

平成 27 年度の制度改正によって第 1 号被保険者の保険料段階は 9 段階となります。各段階における将来の被保険者数を推計した結果は以下の通りとなります。

●第1号被保険者の所得段階別被保険者数の推計値						
	所得段階別被保険者数(人)					基準額に対する割合
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度	
第1段階	515	514	511	508	423	0.50
第2段階	295	294	294	291	242	0.75
第3段階	281	280	280	278	230	0.75
第4段階	211	211	210	209	173	0.90
第5段階	209	209	208	207	171	1.00
第6段階	194	193	193	191	158	1.20
第7段階	153	152	152	151	125	1.30
第8段階	81	81	81	80	66	1.50
第9段階	57	57	57	56	47	1.70
合計	1,996	1,991	1,986	1,971	1,635	
補正後被保険者数※	1,739	1,734	1,731	1,717	1,423	

※補正後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に基準額に対する割合を乗じて算出します。

(5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後被保険者数から、保険料の基準額を求めます。その結果、第 6 期の保険料基準額は 5,300 円となり、第 5 期の保険料基準額 4,025 円から 31.7%の上昇となります。

●保険料基準額の算定					
項目		平成27～29年度	平成32年度	平成37年度	
保険料必要収納額	①	327,923 千円	133,239 千円	163,356 千円	
予定保険料収納率	②	99.1 %	99.1 %	99.1 %	
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	③	5,204 人	1,717 人	1,423 人	
保険料【年額】 ①÷②÷③	④	63,600 円	78,400 円	115,900 円	
保険料【月額】 ④÷12		5,300 円	6,527 円	9,652 円	

※保険料は端数調整をしています。

(6) 所得段階別保険料

●所得段階別保険料(平成27年～平成29年)					
保険料段階	本人の年金収入額等	区分	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者の方、又は 老齢福祉年金受給者の方、又は 本人年金収入額が80万円以下の方	家族全員 非課税	0.50	2,650	31,800
			H27より 0.45	2,392	28,700
			H29より 0.3(予定)	(1,592)	(19,100)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、 120万円以下の方	家族全員 非課税	H29より 0.75 0.5(予定)	3,975 (2,650)	47,700 (31,800)
第3段階	本人年金収入額が120万円超の方	家族全員 非課税	H29より 0.75 0.7(予定)	3,975 (3,717)	47,700 (44,600)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下の方	本人 非課税	0.90	4,775	57,300
第5段階 (基準額)	本人年金収入額が80万円超の方	本人 非課税	1.00	5,300	63,600
第6段階	基準所得金額が120万円未満の方	本人 課税	1.20	6,367	76,400
第7段階	基準所得金額が120万円以上、 190万円未満の方	本人 課税	1.30	6,892	82,700
第8段階	基準所得金額が190万円以上、 290万円未満の方	本人 課税	1.50	7,950	95,400
第9段階	基準所得金額が290万円以上の方	本人 課税	1.70	9,017	108,200

※表中「H29より」の部分は消費税増税が決定の場合であります。

制度改正により、第1号保険料の段階設定は現在の6段階から、国が示している標準9段階に移行することになります。また、低所得者負担の軽減という観点から、保険料に別枠で公費負担を投入する制度が新たに設けられ、第1段階から第3段階までの被保険者については、段階的に保険料が軽減される予定となっています。

※ 第1段階は平成27年度からと平成29年度に更なる軽減を予定

※ 第2段階、第3段階については平成29年度からの軽減を予定

第5章 施策の展開

1. 健康で生き生きと生活できるまちづくり

高齢者ができる限り元気であること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことはとても重要です。そのためには、日頃から自分の健康状態を把握し、介護予防の知識や情報を得るとともに、日々の具体的な介護予防活動に取り組むことが大切です。

増毛町では介護予防への取り組みとして、運動機能の向上や認知症を予防するために「介護予防教室」を実施してきました。

これまでのところ、介護予防事業の認知度は年々高まってきていますが、利用意向は高いとは言えない状況となっているため、より楽しみやすく、参加しやすいプログラム作りが課題となっています。

【今後の方向性】

- 介護予防の大切さと介護予防事業の認知度を高めるため、広報活動を継続します。
- 介護予防事業への参加率を高めるため、より楽しみやすいプログラムを検討します。
- 介護保険制度の制度改正に伴い、介護予防事業の見直しを行います。

【第6期期間中の主な取り組み】

① 介護予防事業の推進

広報などを通じて、介護予防の大切さや介護予防事業の普及啓発に努めます。また、これまで実施してきた介護予防教室を継続開催するとともに、プログラム内容の見直しや新しい企画の検討を行い、より参加者が楽しめる内容へと改善を図っていきます。

② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護保険制度の制度改正により、介護予防サービスの訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行されることになりました。併せて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、訪問介護・通所介護の既存のサービスに加え、介護予防や生活支援サービスを組み合わせた多様な新しいサービスの提供が可能になります。

増毛町では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始を平成 29 年度から予定していますが、高齢者にとってよりよいサービスが提供できるよう、町内外のサービス事業者と連携しながら実施内容の検討を進めて取り組んでいきます。

2. 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおいては、地域包括支援センターは、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防など、サービス全体の調整（コーディネート）だけでなく、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を積極的に推進する役割も期待されています。

また、今後は高齢者人口の増加とともに、これまで以上に一人暮らしや高齢者世帯が増えていくことが予想されるため、町や国による公的な支援だけでなく、住民同士のつながりや地域における支え合いの活動が重要となってきます。

【今後の方向性】

- 高齢者福祉施策の中心的役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 地域包括支援センターを中心として、関係機関の連携強化を図ります。
- 地域の見守り活動を推進します。

【第6期期間中の主な取り組み】

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核機関として専門職員のスキルアップを図るとともに、今後増加が予想される認知症高齢者への対応や、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

また、地域ケア会議などを通じて、保健・医療・福祉などの関係機関の連携を強化し、高齢者福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

② 地域見守り活動の推進

一人暮らしや高齢者世帯の安否確認など、民生児童委員をはじめ地域における見守り活動への支援を行います。また、はいかい高齢者等 SOS システム事業による関係機関の連携強化を図ります。

(2) 生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険サービスによる公的な介護サービスだけでなく、生活での問題や負担を軽減する支援が必要となります。

増毛町では、介護保険外のサービスとして、配食サービス、除雪サービスなどを実施してきましたが、必要としている人にサービスを行き届かせるため、サービスの認知度の向上が課題となっています。

また、家族世帯で介護が必要となる高齢者がいる場合、介護者となる家族への支援も必要となります。

【今後の方向性】

- 高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供及び充実に努めます。
- 介護を行っている家族の支援を行います。

【第6期期間中の主な取り組み】

① 在宅福祉サービス

● 家族介護用品支給事業

家族介護をしている家庭の経済的な負担軽減や、自立促進を目的として、紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋や清拭剤などの介護用品の支給を継続していきます。対象となるのは、在宅で介護を受ける非課税世帯の高齢者の方です。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	8	8	8

● 日常生活用品貸与事業

介護用ベッドや車椅子など、日常生活に支障がある場合、介護保険の適用を受けるまでの間など用品の貸与を行います。

高齢者の自立を支援するとともに、家族の経済的負担も軽減するため事業を継続していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	35	35	35

● 配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯のほか、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認も行う事業を継続していきます。

週2回、町内のボランティアにより夕食のおかず4品程度を調理します。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人	19	19	19
延べ食数	1,938	1,938	1,938

● 除雪サービス事業

在宅で非課税世帯の高齢者などを対象として、冬季の生活通路と緊急時の安全確保を行うため、除雪サービスの実施を継続していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	120	120	120
申請人数	90	90	90
有償・実施回数	20	20	20
ボランティア数	20	20	20

※有償：有償ボランティア除雪制度

● 外出支援サービス事業（福祉バス）

公共交通機関による外出が困難な高齢者に対し、生きがい型デイサービスなどの在宅サービスや医療機関を利用する際に、移送用車両などを使用して送迎する事業を継続していきます。また、公共交通空白地域の高齢者の外出支援事業の早期実現を目指します。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	330	330	330
利用人数	1,400	1,400	1,400

● 生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）

生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）は、介護負担の軽減や本人の心身機能の向上といった介護予防に有効です。養護老人ホームの空室を利用し、一時的に宿泊し生活習慣などの指導を実施する事業であり、今後も継続していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人数	2	2	2
利用延べ人数	2	2	2

● 緊急通報システム事業

増毛町では、一般高齢者の6割以上が一人暮らし、若しくは高齢者のみの世帯で郊外に点在するところが多いことから、緊急時の対応に不安が残っています。

このようなケースに対応するため、今後も緊急通報機器を貸与し、緊急時の迅速かつ正確な救援体制を取ることにより、利用者の不安の解消及び日常生活の安全を確保していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用世帯	2	2	2

② 高齢者の生きがい支援

● 生きがい活動支援通所事業（生きがい型デイサービス）

高齢者の社会的な交流の場として、心身機能を維持し、要介護状態になることを予防するため有効な事業として老人福祉センターにおいて、増毛町社会福祉協議会の協力を得て実施していますが、より参加しやすい内容を企画し、今後も継続していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施開催回数	156	156	156
利用延べ人数	1,092	1,092	1,092

● 高齢者事業団の設立

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、「高齢者自身が活躍できる」高齢者事業団等の設立を目指します。

③ 施設サービス

● 養護老人ホーム

養護老人ホームは、増大する入所希望者の介護ニーズに介護保険で対応することになりました。明和園（35部屋、定員70名）においては、現在、外部介護サービス利用型措置施設として位置づけられています。

これからも入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者が地域に戻って自立した生活を送ることを支援する施設を目指していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用定員	70	70	70

● 老人福祉センター

町社会福祉協議会が、その運営の中心となり、町委託業務の「生きがいデイサービス」の実施などにより、高齢者の健康増進、教養づくり、レクリエーションを行い、健康な生活づくりの支援拠点を目指していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置個所	1	1	1

● 老人福祉寮

60歳以上の単身者で、住宅事情や家族との同居が困難などの理由で、居宅において日常生活を営むことができない方を対象として、高齢者の心身の健康保持と生活の安定を図ることを目指していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置個所	1	1	1
利用定員	6	6	6

- 高齢者等の寄り合い住宅

冬期間の除雪作業などが困難な高齢者等を対象に、空き住宅などを活用し高齢者が共同で生活ができる「寄り合い住宅」の設置を目指します。

(3) 高齢者の権利擁護

心身機能が低下している高齢者や認知症等によって判断能力の十分ではない高齢者は、サービスの利用や財産管理などで、生活上のさまざまな権利侵害や虐待を受けることも想定されるため、これら的高齢者の権利や財産などを守るための支援が必要です。

今後も社会福祉協議会と連携し、成年後見制度・権利擁護事業の周知を図り、これら制度・事業を必要としている高齢者への利用促進を図っていきます。

【今後の方向性】

- 高齢者虐待に関して迅速な対応ができるよう体制強化を図ります。
- 成年後見制度・権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。

【第6期期間中の主な取り組み】

① 高齢者虐待の防止及び早期発見

相談窓口である地域包括支援センターを中心として、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭搾取などの未然防止を図ります。

② 成年後見制度・権利擁護事業の普及・啓発の推進

成年後見制度・権利擁護事業の普及・啓発を行うとともに、利用の促進に取り組めます。

(4) 認知症高齢者の支援

現在、介護が必要となった原因として認知症が上位となっており、高齢化の進展に伴い認知症高齢者は今後も増加すると予測されています。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活するためには、地域における見守り活動など支援体制の強化が課題となっています。

【今後の方向性】

- 認知症への対応を行う体制と仕組みを整備していきます。
- 認知症の正しい知識について普及・啓発していきます。
- 認知症高齢者を地域で支えるための支援体制を充実させます。

【第6期期間中の主な取り組み】

① 認知症の早期発見・早期診断

認知症は、早めに治療を開始する場合ほど、症状の進行を遅らせることができます。そのため、認知症の疑いのある人の早期発見と早期診断を行う体制づくりを目指します。

② 認知症高齢者やその家族等を支援する仕組みの充実

認知症に関する知識の啓発を図るとともに相談体制を強化し、認知症への対応や介護方法などの情報提供を通じて、認知症高齢者の介護者となる家族などへの支援を行います。

③ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成を進めていきます。

(5) 在宅療養支援体制の推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、在宅医療の充実化とともに医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となります。

医療と介護の連携では、関係機関の専門職が集まる地域ケア会議において、個別ケースの検討を通じて情報共有を行っていますが十分に連携がとれているとは言えない状況です。

今後は、在宅で医療を受けられる体制をさらに充実させるとともに、医療・介護連携における課題の抽出と対応、医療・介護など専門職の人材育成と連携強化を進めていくことが必要となります。

【今後の方向性】

- 地域ケア会議等で専門職同士のネットワーク作りを強化し、情報共有を促進します。

【第6期の主な取り組み】

① 在宅医療・介護連携強化を目指します

地域包括支援センターが中心となって進めている地域ケア会議での情報共有をさらに進めていくとともに、医療関係者と介護関係者の相互に連携・情報共有を図るためのネットワークの構築を目指します。

② 在宅医療・介護連携推進事業への取り組み

制度改正により、在宅医療・介護連携推進事業として、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、地域住民への普及啓発などについて取り組みを行い、医療と介護の連携を推進していきます。

3. 安心して暮らせる環境づくり

(1) 介護保険施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、住まい、医療、介護・予防、生活支援を一体的に提供する体制づくりが大切ですが、その中でも生活の基盤となる住まいは重要な要素となります。

増毛町では第6期計画期間中においては新規の施設等の開設をせずに、既存の施設等を活用しサービスの充実を図ることを考えていますが、今後も認知症高齢者の増加が予想されているため、第6期計画期間中で今後の施設整備について慎重に判断していきたいと考えます。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

制度改正が実施される平成27年度以降は、改正を伴う事務の円滑な移行を進めるとともに、より利用者にあったきめ細やかなサービスの提供に努める必要があります。

また、介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域において、個々の状態に応じ必要なサービスを安心して受けられるよう、介護保険サービスに関する情報提供を積極的に行うとともに、様々な介護サービスの質の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 第6期期間中に予定されている介護保険制度改正について円滑な対応を行います。
- 介護保険サービスのわかりやすい情報提供を行います。
- 介護保険サービスの適正な運営と質の向上を目指します。

【第6期計画期間中の主な取り組み】

① 介護保険制度改正への円滑な対応

平成27年度以降は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や、特別養護老人ホームの重点化など、大きな制度改正が実施されます。町内外の介護サービス事業者など関係機関との連携を深め、これら制度改正に円滑に対応していきます。

② 介護保険サービスの情報提供

介護保険制度の健全で円滑な運営を図るために、住民の理解と協力を得ることが大変重要なため、介護保健事業に関する情報の提供など、趣旨・事業周知のための普及啓発活動を活発に行っていきます。

③ 介護給付費適正化事業の推進

国の介護給付費適正化計画との整合性を保ち、ケアプラン点検等を実施し、介護給付費の適正化を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を円滑に推進するためには、その達成状況を把握するとともに、目標達成に向けた対策を検討するなど、計画の進行・管理を適切に行う必要があります。

このため、町政全般にわたり行政内部の連携が求められることから、庁内の推進体制を整備し、情報の共有化を図り、計画の円滑な推進に向け、必要な対応の検討を行うことはもとより、高齢者を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

なお、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の目標を達成するためには、広域的な調整も必要となることから、北海道及び近隣自治体との連携を深め、意見交換等を行います。

増毛町 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【平成27年度～平成29年度】
平成27年3月発行

発行 増 毛 町

編集 福 祉 厚 生 課 ・

地域包括支援センター

〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地
保健センター「健康一番館」
TEL：0164-53-3111
FAX：0164-53-2224
E-mail：fukusi@town.mashike.hokkaido.jp
URL：http://www.town.mashike.hokkaido.jp/